

学校給食における検査機器貸与実施要領

第1 目 的

公益財団法人香川県学校給食会は、学校給食における細菌性食中毒の防止及び衛生管理の意識高揚を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターから貸与された検査機器を各市町の学校及び共同調理場に貸与するものとする。

第2 貸与対象

学校給食実施学校及び学校給食共同調理場（以下「学校等」という。）とする。

第3 検査機器の種類

- (1) ふらん器
- (2) 紫外線ランプ
- (3) 自記温湿度計セット
- (4) ATP拭取り検査器

第4 貸与の条件

- (1) 検査機器は、無償貸与とする。
- (2) 検査機器の貸与を受けた学校等は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的利用を図るように努めなければならない。
- (3) 学校等は貸与を受けた検査機器を転貸することができない。

第5 借用申込方法

検査機器の借用を希望される場合は、検査機器借用申請書（様式1）を、検査機器を受領した後は検査機器借用書（様式2）を本会あて提出するものとする。

第6 貸与期限

貸与期限は原則として1学期間とし、返却の際は検査機器使用状況報告書（様式3）を提出するものとする。

第7 検査機器の引渡

検査機器は本会から送付する。ただし、貸与に伴う運賃は本会負担とするが、返却に伴う運賃は利用者の負担とする。

第8 事故発生時の処理

- (1) 学校等は検査機器を使用中に損傷し、又は異常を認めたときは速やかに本会に連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 前項の場合において、故意又は重大な過失により検査機器を損傷し、又は亡失したものと認めるときは、学校等にその損失の弁償を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から施行する。

- 2 この要領は、平成14年3月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成17年3月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。